

岡三アクティブFX取引ルール

1. 店頭外国為替証拠金取引口座開設

(1) 口座開設基準

当社で店頭外国為替証拠金取引（以下「岡三アクティブFX取引」といいます。）の口座を開設されるには、以下の条件が必要となります。

① 個人のお客様

- ・ 当社の「証券総合取引口座（未成年者口座を除く）」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・ 年齢が80歳未満であること
- ・ 日本証券業協会会員の金融商品取引業者（証券会社等）に勤務していないこと。
- ・ 日本証券業協会特別会員の登録金融機関（銀行・保険会社等）に勤務している場合、登録金融機関業務に従事していないこと。
- ・ 金融先物取引業協会の会員会社に勤務している場合、金融先物取引業務に従事していないこと。
- ・ 投資方針が「利回り・安定重視」ではないこと。
- ・ 十分な金融資産があること。
- ・ 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があること。
- ・ 当社 Web サイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・ 「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」、「注意喚起文書 兼 店頭外国為替証拠金取引説明書」、「店頭外国為替証拠金取引約款」、「店頭外国為替証拠金取引リスク説明書」及び「岡三アクティブFX取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること。
- ・ マネー・ローンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために岡三アクティブFX取引口座を使用しないこと。
- ・ その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

② 法人のお客様

- ・ 当社の「証券総合取引口座」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・ 投資方針が「元本重視」ではないこと。
- ・ 資本金又はこれに相当する財産の額が100万円以上であること。且つ、十分な金融資産があること。
- ・ 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があること。
- ・ 当社 Web サイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・ 「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」、「注意喚起文書 兼 店頭外国為替証拠金取引説明書」、「店頭外国為替証拠金取引約款」、「店頭外国為替証拠金取引リスク説明書」及び「岡三アクティブFX取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること。
- ・ マネー・ローンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために岡三アクティブFX取引口座を使用しないこと。
- ・ 取引責任者の年齢が80歳未満であること
- ・ その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

(2) 提出書類（電子提出）

- ・ 「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」

(3) 口座開設までの流れ

- ① 当社「証券総合取引口座」の開設がお済みでないお客様は、当社 Web サイトより、お申込みください。
 - ② 当社 Web サイトにて「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」、「注意喚起文書 兼 店頭外国為替証拠金取引説明書」、「店頭外国為替証拠金取引約款」、「店頭外国為替証拠金取引リスク説明書」、「岡三アクティブFX取引ルール」及び「重要事項のご確認」の内容を十分にご理解ください。
 - ③ 日本株取引システムの「岡三アクティブFX取引口座開設申込」より必要事項をご入力の上、お申込みください。
 - ④ 当社が必要と認めた場合には、電話等によるヒアリング審査を行います。
 - ⑤ 審査結果を日本株取引システムのログイン後メッセージに掲載しますのでご確認ください。
 - ⑥ 審査を通過されたお客様は「岡三アクティブFX取引口座」を開設します。
- ※ 審査にあたり確認のため当社からご連絡させていただく場合がございます。また、口座開設基準を満たしていても社内審査によりご希望に副えないことがあります。当社はその理由について開示いたしませんので、ご了承ください。

2. 岡三アクティブFX取引における基本的事項

- (1) 岡三アクティブFX取引口座を開設されますとMR F（マネー・リザーブ・ファンド）はお取扱いできません。岡三アクティブFX取引口座開設時にMR Fのお預り残高は全て返還（売却）し、MR F 累積投資口座は解約いたします。

- (2) 岡三アクティブ FX 取引口座への振替はお客様ご自身でお手続きいただきます。岡三アクティブ FX 取引システムの「入出金」-「クイック入金」画面又は「入出金」-「出金依頼」画面でお手続きください。また、日本株取引システムからも振替出金（証券総合取引口座から岡三アクティブ FX 取引口座への振替）手続きが可能です。
- (3) 当社では、証拠金は現金のみ取扱います。代用有価証券での差入れは承っておりませんので予めご了承ください。
- (4) 最終建玉決済日（岡三アクティブ FX 取引口座開設後、全く取引がない状態も同様とします。）から当社が定める期間を経過しますと、岡三アクティブ FX 取引口座は閉鎖される場合があります。なお、岡三アクティブ FX 取引口座が閉鎖されますと、再度、岡三アクティブ FX 取引を行う場合には、新規に岡三アクティブ FX 取引口座をお申込みされる場合と同じお手続きが必要となります。

3. 取扱通貨、取引単位等

岡三アクティブ FX 取引における取扱通貨ペア及び取引単位等は、次のとおりです。

通貨ペア	取引単位 (Lot)	呼び値の最小変動幅	注文可能な指値の幅※
USD/JPY	1,000 USD	0.001	0.030
EUR/JPY	1,000 EUR	0.001	0.030
GBP/JPY	1,000 GBP	0.001	0.030
AUD/JPY	1,000 AUD	0.001	0.030
NZD/JPY	1,000 NZD	0.001	0.030
CAD/JPY	1,000 CAD	0.001	0.030
CHF/JPY	1,000 CHF	0.001	0.030
ZAR/JPY	1,000 ZAR	0.001	0.005
SGD/JPY	1,000 SGD	0.001	0.050
EUR/USD	1,000 EUR	0.00001	0.0003
GBP/USD	1,000 GBP	0.00001	0.0003
AUD/USD	1,000 AUD	0.00001	0.0003
NZD/USD	1,000 NZD	0.00001	0.0003
EUR/GBP	1,000 EUR	0.00001	0.0003
EUR/AUD	1,000 EUR	0.00001	0.0005
GBP/AUD	1,000 GBP	0.00001	0.0005
USD/CAD	1,000 USD	0.00001	0.0003
USD/CHF	1,000 USD	0.00001	0.0003
EUR/CHF	1,000 EUR	0.00001	0.0003
GBP/CHF	1,000 GBP	0.00001	0.0003
大口 USD/JPY	1,000 USD	0.001	0.030
大口 EUR/JPY	1,000 EUR	0.001	0.030
大口 GBP/JPY	1,000 GBP	0.001	0.030
大口 AUD/JPY	1,000 AUD	0.001	0.030
大口 EUR/USD	1,000 EUR	0.00001	0.0003
大口 GBP/USD	1,000 GBP	0.00001	0.0003

※「注文可能な指値の幅」とは発注時の提示レートに対して指定できる値幅をいいます。指定方法については、後記「4. 注文- (1) 注文の種類及び執行条件」の②の表をご参照ください。

4. 注文

(1) 注文の種類及び執行条件

① 岡三アクティブ FX 取引の注文の種類は以下のとおりです。

注文の種類	詳細
通常注文	一般的な注文方法で、「通貨ペア」、「数量」、「売・買の別」、「執行条件」及び「有効期限」等を指定して発注する注文方法です。また、複数の注文（執行条件は成行に限る）を同時に発注する「一括注文」及び決済指定注文と同数量の新規注文を同時に発注する「ワンクリックドテン注文」機能があります。
OCO 注文	「one cancel the other order」の略で、二つの注文で一組の注文となり、一方の注文が成立したらもう一方の注文は自動的に取消となる注文方法です。

IF-DONE 注文	原注文 (IF 注文) が成立すると、自動的に予約注文 (DONE 注文) が発注される注文方法です。
IF-OCO 注文	「IF-DONE 注文」と「OCO 注文」を組合わせた注文方法で、IF 注文が成立した場合に有効となる DONE 注文を OCO 注文で発注する注文方法です。
ストリーミング注文 (クイック注文)	発注する際に提示されているレート (提示レート) を指値価格として、取引を成立させる注文方法です。当社取引システムにおいて、注文を受付けた時点のレート (取引レート) が提示レートと同じ若しくは有利なレートの場合は、当該取引レートで約定し、不利なレートの場合は、約定せず不成立となります。但し、許容スリップ幅を設定することにより不利なレートの場合でもその範囲内で取引を成立させることができます。なお、有利なレートの場合は、許容スリップの設定値に拘らず取引レートで約定します。
	決済指値等
	新規注文と同時に「決済指値」、「決済逆指」及び「決済トレール」の区分を指定することが可能で、指定することにより「IF-DONE 注文」又は「IF-OCO 注文」と同様の取扱いとなります。 また、当該区分を指定する際には「価格」ではなく「pip 差 (値幅)」を指定していただきます。
ワンクリック注文	レートパネル上でワンクリックするだけで発注できる注文方法です。
	決済指値等
	新規注文と同時に「決済指値」、「決済逆指」及び「決済トレール」の区分を指定することが可能で、指定することにより「IF-DONE 注文」又は「IF-OCO 注文」と同様の取扱いとなります。 また、当該区分を指定する際には「価格」ではなく「pip 差 (値幅)」を指定していただきます。

② 岡三アクティブFX取引の執行条件は以下のとおりです。

執行条件	詳細
成行	発注する際に価格を指定せず、取引レートで取引を成立させる執行条件です。発注を行ってから当社取引システムにおいて受付するまでの間にレートの変動がある場合は、発注時の提示レートよりも有利なレート又は不利なレートで取引が成立します。
時間指定成行	指定した日時に成行注文を発注する執行条件です。
指値	指定した価格 (指値価格) で取引を成立させる執行条件です。但し、週初第一取引日の開始時の取引レートが指値価格より有利 (買注文は指値価格を下回るとき、売注文は指値価格を上回るとき) な場合は、その時点の取引レートで取引が成立します。なお、指値価格は提示レートより「注文可能な指値の幅」以上の有利な価格を指定してください。
時間指定指値	指定した日時までに取引が成立しない場合、執行条件が成行に変更となる執行条件です。
トリガー指値	指定したトリガー価格に達したとき、指値注文を発注する執行条件です。
逆指	現在保有しているポジションに対して損失を限定したいときなどに用いられ、指定した価格 (逆指値価格) に達したとき、成行として発注する執行条件です。買注文の場合は提示レートよりも高い価格を、売注文の場合は提示レートよりも低い価格を指定します。なお、逆指値価格は提示レートより「注文可能な指値の幅」以上の不利な価格を指定してください。 相場変動により、逆指値価格よりも有利なレート又は不利なレートで取引が成立する場合があります。
時間指定逆指	指定した日時までに取引が成立しない場合、執行条件が成行に変更となる執行条件です。
トリガー逆指	指定したトリガー価格に達したとき、逆指注文を発注する執行条件です。

トレール	逆指と同様に現在保有しているポジションに対して損失を限定したいときなどに用いられ、価格を指定せず値幅（トレール幅）を指定して発注する執行条件です。発注時の取引レートに指定したトレール幅を考慮した価格が逆指値価格となり、その後、相場の変動に応じて逆指値価格が以下のとおり変動します。なお、トレール幅は「注文可能な指値の幅」以上の値幅を指定してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・買注文の場合：発注時から現在までの安値にトレール幅を加えた価格 ・売注文の場合：発注時から現在までの高値よりトレール幅を差引いた価格 相場変動により、逆指値価格よりも有利なレート又は不利なレートで取引が成立する場合があります。
トリガートレール	指定したトリガー価格に達したとき、トレール注文を発注する執行条件です。

※ 時間指定注文で指定できない時間帯は火曜日～金曜日5:30～7:30、土曜日4:00～月曜日7:30となります。

(2) 注文の有効期限

注文の有効期限は、GTC（無期限）、当日、日付指定、時間指定の4種類があります。

※ 日付指定は100日先（暦日）までの日付を指定することにより当該指定日の取引終了まで有効となります。

※ 時間指定は100日先（暦日）までの日付及び時間を指定することにより当該指定日時まで有効となります。但し、火曜日～金曜日5:30～7:30、土曜日4:00～月曜日7:30は指定することができません。

(3) 取引時間

岡三アクティブFX取引の取引時間は、原則、次のとおりです。

	取引時間
通常期間	月曜 7:00～土曜 6:30
サマータイム期間	月曜 6:30～土曜 5:30

※ 火曜日から金曜日の6:59（サマータイム期間は5:59）及び土曜日の6:30（サマータイム期間は5:30）より数分間（概ね15分）に日次処理が実施されます。また、火曜日から金曜日の日次処理の間は取引ができません。

※ サマータイム期間（米国ニューヨーク州のサマータイムを適用）は3月第二日曜日～11月第一日曜日となります。

※ 経済情勢の急激な変化等により、取引時間の変更及び取引の一部若しくは全部を停止する場合があります。

※ 注文受付等はシステムメンテナンス時間を除き取引時間外でも可能です。システムメンテナンス時間につきましては、当社Webサイトをご確認ください。

(4) 決済について

ポジションは、全て反対売買により「差金決済」していただきます。「現引」、「現渡」はできません。反対売買をしない限り、ポジションは日々ロールオーバーされますので、ポジションを継続して保有することができます。また、対外貨通貨ペアの場合、外貨決済損益の円換算は決済時の対円レート（決済益の場合は「売値（BID）」、決済損の場合は「買値（ASK）」）を用いて計算します。なお、円未満の端数が生じた場合、切捨てとなります。

(5) 決済指定について

岡三アクティブFX取引における決済指定方法には「両建あり」と「両建なし」の2種類があります。また、「両建なし」を選択した場合、「注文動作設定」画面でFIFO（先入先出）又はLIFO（後入先出）を選択することが可能です。なお、「両建なし」を選択し、且つ建玉を指定した決済注文を有効にする場合は、別途「注文動作設定」画面での設定が必要となりますのでご注意ください。

※ 「両建あり」は、買値（ASK）と売値（BID）の差及び支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠く恐れがありますのでご注意ください。

※ 「両建なし」の場合の初期設定は、FIFO（先入先出）となります。

(6) 取引日・受渡日

① 取引日

取引日は、営業日の7:00から翌日の7:00（土曜日は6:00）までを一取引日とさせていただきます。なお、サマータイム期間は1時間繰上げとなります。

② 受渡日

受渡日は、決済を行った日の属する取引日と同一の日となります。

5. 建玉上限

各通貨ペア10,000 Lot（1,000通貨単位あたり1 Lot）を上限とします。なお、建玉上限はMAX方式を採用しており、買建玉と売建玉のいずれか多い建玉数量が建玉上限の対象となります。

6. 証拠金

(1) 証拠金の前受け

岡三アクティブFX取引は完全前受制です。新規建は「発注可能額」の範囲内とし、決済は建玉の範囲内とします。また、岡三アクティブFX取引で差入れている証拠金は全額現金のみとさせていただきます。代用有価証券での差入れは

承っておりませんので予めご了承ください。

(2) 発注証拠金額

発注証拠金額とは、注文を発注するために必要な証拠金の額です。取引単位（1 Lot）あたりの発注証拠金額は、後記「(3) 必要証拠金額」欄をご参照ください。なお、決済注文でポジションを指定して決済する場合（決済指定注文）は、発注証拠金額は必要ありません。

(3) 必要証拠金額

必要証拠金額とは、ポジションを維持するために必要な証拠金の額です。取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額は、通貨ペアごとに以下の方法により算出した額となります。なお、適用となる必要証拠金額は、当社 Web サイトでご確認ください。

① 算定基準日

週の最終の取引日

② 算出の方法

【個人のお客様】

取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額（注1）

= 取引単位（1 Lot）あたりの通貨数量 × 4% × 5取引日の終値平均値（注2）

【法人のお客様】

取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額（注1）

= 取引単位（1 Lot）あたりの通貨数量 × 為替リスク想定比率（注3） × 5取引日の終値平均値（注2）

注1：100円未満の端数が生じた場合、切上げとなります。

注2：算定基準日から遡る5取引日における終値の平均値をいいます。

注3：金融先物取引業協会が通貨ペアごとに毎週計算し、公表する数値を適用します。

※ 法人のお客様につきましては、上記の計算により算出した額が、当社の定める最低必要証拠金額を下回る場合には当該最低必要証拠金額とします。詳細につきましては、当社 Web サイトをご確認ください。

③ 適用期間

算定基準日の属する週の翌々週の最初の取引日から最終の取引日

(4) 証拠金と維持率の計算について

預託証拠金額	お客様からお預りしている証拠金の総額をいいます。
有効証拠金額	証拠金状況を計算するための基準となる金額をいいます。 有効証拠金額 = 預託証拠金額 + ポジション損益 + 未実現スワップ
発注可能額	注文を発注することが可能な金額をいいます。取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額に取引数量を乗じた金額が発注可能額以下の場合に発注が可能です。 発注可能額 = 有効証拠金額 - 出金依頼額 - 必要証拠金額 - 発注証拠金額
出金可能額	証券総合取引口座へ振替が可能な金額をいいます。 出金可能額 = 預託証拠金額 - 出金依頼額 - 必要証拠金額 - 発注証拠金額 - (ポジション評価損 + 支払未実現スワップ) 但し、ポジション評価益及び受取未実現スワップがある場合は、ポジション評価損 + 支払未実現スワップの合計額を限度として控除します。
有効比率 (%)	有効比率 (%) = 有効証拠金額 ÷ 必要証拠金額 × 100
必要証拠金額	ポジションを維持するために必要な金額をいいます。ロスカット及びロスカットアラートの判定の基準となる金額です。 必要証拠金額 = 取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額 × 建玉数量（注1） 注1：買建玉と売建玉のいずれか多い建玉数量
発注証拠金額	発注中の未約定注文に係る必要証拠金額をいいます。 発注証拠金額 = 取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額 × 未約定の注文数量（注1・2） 注1：決済指定注文を除きます。 注2：「両建あり」の場合、発注時点における買建玉（未約定の買新規注文含む）と売建玉（未約定の売新規注文含む）が同数となるまでの部分に係る新規注文を除きます。
ポジション損益	未決済ポジションの評価損益をいいます。
未実現スワップ	未決済ポジションに付与されるスワップポイントをいいます。
アラート基準額	アラート基準額 = 必要証拠金額 × 200%

ロスカット基準額	ロスカット基準額＝必要証拠金額×100%
----------	----------------------

- ※ 有効比率等、証拠金に関する計算はリアルタイムで行われます。その際の計算のもとになる時価は買ポジションの場合「売値 (BID)」を、売ポジションの場合「買値 (ASK)」を用いて計算します。
- ※ 対外貨通貨ペアの取引の場合、表示された右側の通貨の対円貨通貨ペア (例「ユーロ/米ドル」の場合は「米ドル/円」で計算) の提示レートで証拠金等の計算を行います。

7. ロスカットアラート、ロスカット

(1) ロスカットアラート

有効比率が、200%を下回った場合、アラートメール (事前通知) をお送りします。但し、ロスカットが適用される際の事前通知はありません。

(2) ロスカット

有効比率が、100%を下回った場合、それ以上の損失を未然に防ぐため、強制的に反対売買を行い全ての保有ポジションを決済いたします。また、ロスカットを行う際、取引時間外となっている通貨ペアについては、当該通貨ペアの取引が開始された後、直ちに決済いたします。なお、ロスカット判定は数秒 (概ね5秒) ごとに行い、ロスカットに抵触した場合、既に発注されている注文は、原則として全て取消処理が行われます。

- ※ ロスカット基準に達した時点でのレートで必ずしも約定するとは限りません。相場の状況によっては、ロスカット基準に達した時点でのレートと大きく乖離したレートで約定する可能性があります。これにより、多額の損失が生じることがあります。

8. 取引レート

取引画面上に1通貨単位の取引レートを表示します。取引レートは、「売値 (BID)」と「買値 (ASK)」の両方の価格を表示します。「売値 (BID)」と「買値 (ASK)」の差をスプレッドといい、取引通貨ペアごとに異なります。詳細につきましては当社 Web サイトをご確認ください。

取引レートは対円貨通貨ペアは小数第3位、対外貨通貨ペアは小数第5位まで表示します。

- ※ 相場の状況によっては、スプレッドが急拡大したり、取引レートの提示が困難になる場合があります。
- ※ 一定の数量を超える成行及び逆指の注文については、約定を優先させるため、取引画面上に提示されているレートと異なるレートで約定する場合がありますのでご注意ください。

9. ロールオーバーとスワップポイント

(1) ロールオーバー

ロールオーバーとは、ポジションの持越しのことで、未決済ポジションを毎日繰延べています。これにより、お客様が反対売買をしない限り、ポジションを長期間保有することができます。ロールオーバーは日次処理の間に行われます。

(2) スワップポイント

スワップポイントとは、金利が異なる2種類の通貨の売買によって発生する、2通貨間の金利差のことをいい、ロールオーバーされる際に付与されます。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。なお、岡三アクティブFX取引におけるスワップポイントの付与日数は、お客様のポジションを翌営業日に繰越す際の当該日数とは異なりますのでご注意ください。スワップポイントは、未実現スワップに加減算され、ポジションを決済した際に受払いが行われます。

10. 手数料

無料です。

11. 信託保全

当社がお預かりしているお客様のご資産は、当社が信託銀行に開設した顧客資産保全のための専用信託口座にて区分管理を行っております。この信託の委託者は当社ですが、受益者はお客様で、当社に万一破たん等の非常事態が生じた場合でも、個々のお客様の口座清算価値に応じた額が、受託者代理人を通じてお客様に直接返還される仕組みになっています。非常時の返還は当社の一般債務とは独立して、一般債務に優先して行われます。また、「信託」は、受託者としての信託銀行の破たん等のリスクからも保護されています。

12. 本書面の変更

本書面の内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を、個別に電子情報処理組織を使用する方法又は当社 Web サイト上の掲示による方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。

(2022年3月7日 改正)